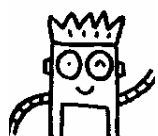


戦争の放棄を決めたのに、なぜ自衛隊があるの



朝鮮戦争のとき以来、東側諸国と対立する西側諸国の一員として再軍備させられたからだよ。

第2次世界大戦後、日本は連合軍（実際はアメリカ軍）に占領されました。1950年に朝鮮戦争が始まると、連合軍最高司令官のマッカーサーは、吉田茂首相に、「7万5000人の警察予備隊をつくれ」と命令しました。7万5000人というのは、朝鮮半島に出動したために生まれた、日本に駐留するアメリカ地上軍の不足分を補う人数でした。こうして、警察予備隊がつけられました。

日米安全保障条約やMSA協定によって、再軍備が進められた

1951年に結ばれた日米安全保障条約は、日本の再軍備（ふたたび軍隊をもつこと）を要求する内容でした。翌年、吉田茂首相は、「自衛のための戦力は、憲法第9条にいう戦力ではないので、憲法違反ではない」と言い出し、保安庁をつくって、警察予備隊を保安隊に変え、軍事関係の予算を増やしました。1954年には、日米間でMSA協定（相互防衛援助協定）が結ばれ、日本政府は、日本と西側諸国の防衛力を強くするために、できる限りの努力をすることになりました。この協定によって、保安庁は防衛庁、保安隊は陸上・海上・航空の三軍からなる自衛隊になり、軍隊と同じような任務をもつことになりました。

合憲か違憲かをめぐって、国民の間にさまざまな意見がある

自衛隊は、警察予備隊のころ以来、たびたび国会や裁判所で、憲法の条文や精神に合っている（合憲）か、違反している（違憲）かが争われてきました。政府のほうは、しだいに憲法の意味を、自分につごうの良いように広げていき、「自衛を目的とした戦力をもつことは、憲法に違反していない」というようになりしました。今でも国民の間では、「合憲だ」「違憲だから廃止すべきだ」「違憲だけど必要だ」「憲法を改正するべきだ」など、いろいろな意見に分かれています。